平成２４年（フ）第５号
山口市駅通り２丁目６番18―602号　駅通り市営アパート
債務者　中原　五月
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
山口市三の宮１丁目１番24―102号　三の宮マンション
債務者　溝部　玉子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
山口県防府市迫戸町18番９号
債務者　山田千枝子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
山口県防府市高倉１丁目15番８―301号　片山ビル
債務者　Ｓ＆Ａ企画こと　秋本早由利
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
山口市徳地堀3508番地
債務者　水津　芳彦
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
山口市吉田3083番地　Ｄ７―203号
債務者　松根　健児
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
青森市造道２丁目１番12号
債務者　川本浩こと　鄭　　喜鎬
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目22番地　高津荘
債務者　村神　　薫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市森崎１丁目４番３号　リバーサイドマンション204
債務者　角田　　学
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３８号
神奈川県横須賀市池田町５丁目９番３―103号
債務者　バロウズ美帆
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３号
島根県益田市横田町2087番地１あゆみの里、住民票上の住所島根県益田市乙吉町イ1016番地１
債務者　藤田志津江
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１２２号
和歌山市内原923番地の22
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
熊本県玉名市立願寺438番地
債務者　恒吉　満造
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２３号
熊本県荒尾市牛水2316番地６
債務者　山本　剛志
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県荒尾市荒尾432番地１
債務者　山田　慧司
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６０号
北海道旭川市東旭川北２条６丁目３番19号
債務者　千葉　弥生
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３号
北海道深川市納内町２丁目13番88号
債務者　貝谷恵美子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部